

置県前後における沖縄統治機構の創設

菊 山 正 明

はじめに

諸藩の廃藩置県から七年余経過した明治十二年三月、明治政府は武力を背景に琉球の廃藩置県を断行し、沖縄統治機構の中枢機関として新たに沖縄県庁を創設した。廃藩反対の藩論を制して琉球の廃藩置県が強行されたため県庁は旧藩庁を中心とする組織的な県政不服従運動に直面しなければならなかった。この県庁設置の前段階として既に明治四年九月、政府は琉球藩に外務省出張所を開設し、さらに七年七月、内務省出張所を開設して国家権力の滲透を図ってきた。

本稿では外務省出張所・内務省出張所の設置、県庁創設とそれをめぐって引き起された県庁と旧藩庁との対抗関係、鍋島県政下の県庁の人員構成と内部機構の特徴等について考察してゆきたい。

一 外務省出張所・内務省出張所の設置

明治五年九月十四日、王政御一新を祝うために参朝した伊江王子・宜野湾親方等の琉球使節に対して、

朕上天ノ景命ニ膺リ、万世一系ノ帝祚ヲ紹キ、奄ニ四海ヲ有チ八荒ニ君臨ス、今琉球近ク南服ニ在リ、氣類同ク言文殊ナル無ク薩摩附庸ノ藩タリ、而シテ爾尚泰能ク勤誠ヲ致ス、宜シク頭爵ヲ予フヘシ、陞シテ琉球藩王ト為シ、叙シテ華族ニ列ス⁽¹⁾

という詔書が授けられた。ここに琉球王国は廃止され諸藩の廃藩置県の後、改めて琉球藩が設置されることになったのである。

新たに設置された琉球藩を政府のどの官省が管理するかについて、その当時の統治機構上から見て大蔵省と外務省の二つの機関が考えられた。大蔵省は廃藩置県に連動する官制改革によって、民部省の事務のうち土木司を除くすべてを吸収し、「理財會計一切ノ庶務ヲ統理シ、全国人民ノ身分地方ノ警邏駅通郵便等ノ事ヲ管ス⁽²⁾」るといふ財政・民政を併せて掌握する八省中最大の権限を有する機関となった⁽³⁾。

この大蔵省はかつて外務省と琉球帰属問題の議につき、互いに相異なる建議書を提出した間柄であった。すなわち、明治四年十一月、岩倉具視全権大使を团长とする使節団が米欧に向け出発した後の留守政府の中で、最初に琉球処分⁽⁴⁾の議を提議したのは、財政・民政を担当する大蔵省であった。大蔵省の主張は地方統治の面から整理すると、琉球の曖昧な状態を一掃し「速ニ其版籍ヲ収メ、明ニ我所轄ニ帰シ、国郡制置租税調貢等、悉皆内地一軌ノ制度ニ御引直⁽⁵⁾」すというものであり、また、琉球使節の接待については「大略版図内ト看做シ、旧習ヲ改革致シ、漸次各地方官朝集一般ノ御処置ニ帰シ候様仕度⁽⁶⁾」と述べ、琉球を府県の一つとすべきであるとしていた。他方、外務省も建議書を提出し「尚泰ヲ藩王ニ封シ華族ニ列シ、其外交ヲ遏メン⁽⁷⁾」ことを建議した。ただ、この建議書の全容が明らかでないので、外務省が琉球をどのような形で地方統治体制の中に位置づけていたかはわからない。

大蔵省・外務省の建議に対して、琉球の処分方法を正院より諮問された左院は、琉球を日清間の「両属ト看做スヘ

シ」とし、さらに琉球使節の接待については、「国内地方官ノ朝集スルト同日ニ論スヘカラス」、しかし「使人始メテ
来朝スレハ、其事件モ地方官ノ朝集スルヨリ重大ナラン、故ニ各国ノ応接ニ熟シ、且ツ其官員モ全備シタル外務省ニ
テ権ニ其事ヲ掌ル、寧ロ大蔵省ヨリモ便ナリ」と答議した⁽⁸⁾。この左院の答議の線にそって、前出の王政御一新を祝う
ため参朝した琉球使節の接待は外務省がこれを担当し、使節の待遇は外国使臣並みではなく、付属国の扱いとなった
のである⁽⁹⁾。このような経緯から、琉球藩の管理は財政・民政担当の大蔵省ではなく外務省に決定し、琉球藩に外務省
出張所が設置されることになったのである。

明治五年九月二十七日、太政官より外務省に対して「其省官員琉球藩在勤被 仰付候事⁽¹⁰⁾」との達があり、伊地知貞
馨・堀江弘貞・小管仙右衛門が琉球藩在勤を命ぜられた。また、鹿児島県の琉球在番奉行たる福崎七助(季連)も外
務省九等出仕として、そのまま琉球藩在勤を命ぜられた⁽¹¹⁾。明治六年三月三日、伊地知貞馨ら外務省官員は那覇に到着
した⁽¹²⁾。ここに明治政府の統治機構の一機関たる外務省の出張所が琉球藩に開設され、活動を開始することになったの
である。琉球藩に開設された外務省出張所の在勤官員の定員は四人とされた⁽¹³⁾。政府は外務省出張所を通じて、琉球藩
に関する施策を展開するのであるが、伊地知貞馨らの外務省官員が那覇に到着する前に、それまで続いていた琉球と
鹿児島県(藩)との政治的繋がり⁽¹⁴⁾を断つために、明治五年十一月十日、鹿児島に駐在していた琉球館在勤官員の引き
揚げを命じていた⁽¹⁵⁾。また、鹿児島県の琉球在番奉行は福崎七助が外務省に転ずることによって消滅した⁽¹⁶⁾。

外務省出張所の開設と対応して明治六年三月一日、政府は琉球藩の東京在番を設置することにし、琉球藩庁首脳た
る親方一名の東京勤務を命じた⁽¹⁷⁾。このため与那原親方は一行二九名を率いて五月二八日、東京の琉球藩藩邸に入り、
政府との接衝にあたることになった。翌七年一月九日、与那原親方は外務省編輯課に出仕を命ぜられ⁽¹⁸⁾、藩邸詰役頭も
「琉球藩ノ儀、未タ形勢事情ニ通達不致、追々鎔陶ノ積ニ有之、實際上為致目撃候ハ、同藩開化ノ一端ニ可能成

候」として、藩用の余暇に外務省に出勤することが命ぜられたのである。⁽¹⁹⁾

琉球藩が外務省の管理下にあった明治五年九月から七年七月までの時期において、政府の琉球施策は国旗を久米島・宮古島・石垣島・西表島・与那国島の各島の庁に掲示することを命ずるなど、主として琉球が日本の版図であることを明示することに重点が置かれていた。⁽²¹⁾ 琉球藩は外交面では清国以外の外国に関する事項は、大小となく外務省出張所の指揮命令を受けることになったが、清国との進貢貿易は容認されており、内政面では「国体政体永久不相替、是迄通被仰付置」とされたのである。⁽²⁴⁾ このような政府の施策のため、外務省出張所は琉球藩内に国家権力を行使することはほとんどなく、もっぱら政府の施策を琉球藩に伝達することを主要な任務としていたのであり、外務省出張所は「公使領事ノ外国ニ在留致シニ類似」する機関となっていたのである。⁽²⁵⁾

明治七年七月十二日、琉球藩の管理は外務省から内務省に移されることになった。⁽²⁶⁾ その経緯について外務省上申は、琉球藩ノ儀、先年内附ノ名義ヲ被正、冊王賜王ノ折柄、一時当省管理被仰付、当省ヨリ官吏派遣、即今ニ至ルマテ右事務取扱来居候へ共、一体其君主ハ華族ニ列シ、其土地ハ府県ニ比シ、何事モ御国内同様ニ御坐候処、其事務ハ却ツテ外務省ノ管理ニ帰シ候事、於条理不相立候ノミナラス、自然外国ヲ以テ視候姿ニ相当リ、一体ノ御趣意ニヲイテモ、不都合被存候ニ付、爾来同藩ノ儀へ、内務省ニテ管理イタシ相当可有之奉存候間、其段早々同省へ御達有之度、此段上申候也。⁽²⁷⁾

としている。これまでも、大蔵省は税法等の調査のため官員を琉球藩に出張させており、大蔵省に関係する申牒は、直接大蔵省に進達させるべきであると主張していたが、政府は琉球藩が「諸事全ク御国内一轍之扱ニハ、未タ相成兼候儀モ可有之」という事由で、各省が琉球藩と直接関係を持つことを認めなかった。⁽²⁸⁾ 政府は外務省の上申を受け入れ

て、

当今ニ至リ候テハ、内務省被置、内国一般管理イタシ候義ニ付、琉球藩ノ儀モ、同省管理ニ属シ候方、却テ穩当ノ儀ト被存候⁽²⁹⁾

という結論を出した。こうして琉球藩は外務省から内務省の管理に移され、政府は琉球帰属問題を内政の課題として取り組むことになったのである。⁽³⁰⁾

内務省は明治六年一月に設置され、かつて大蔵省が管掌していた一般内政関係の勸業・戸籍・郵便・土木・地理の五寮を受け継ぎ、また、司法省から警保寮、工部省から測量司を受け継いだ。内務省は富国強兵のための勸業行政と治安対策の行政警察を内政の基本としていたのであるが、他方、府県に対しては内務卿が地方官の任免権限を握ることによって地方行政権を掌握していた。⁽³¹⁾ 琉球藩の管理が外務省から内務省に移管されたことに伴って、外務省出張所は内務省へ引き渡され、内務省出張所が開設された。⁽³²⁾ 琉球藩の外務省から内務省への管理換えは、琉球使節に対する政府の接待についても変化を及ぼした。政府は、明治八年二月の琉球藩三司官等の上京について、明治五年の使節来朝の時と同様の「優渥ノ御取扱」はしないと決定したのである。⁽³³⁾

台湾出兵の処理のための北京会談を終えて帰国した内務卿大久保利通は、明治七年十二月十五日、太政大臣三条実美あて「琉球藩処分之儀ニ付伺」を提出した。大久保内務卿は、その伺の中で、

今般清国談判之末、蕃地御征討ハ、同国ヨリ義拳ト見認メ、受害難民ノ為、撫卹銀ヲ差出候都合ニ立到リ、幾分カ我版図タル実跡ヲ表シ候得共、未タ判然タル成局ニ難至、各国ヨリ異論無之ト申場ニ到リ兼、万国交際ノ今日ニ臨ミ、此儘差置候テハ、他日ノ故障ヲ啓クモ難計事ニ候⁽³⁴⁾

と述べ、琉球帰属問題の早期結着の必要性を強調した。

明治八年七月十四日、内務大丞松田道之は首里城において、琉球藩庁首脳に清国関係の廢絶、明治年号の使用（曆

制改革）、政府の制定した法律の施行、藩制改革、鎮台分營の設置、法律取調および学事修業のための留学生の東京派遣という政府の達を伝えた。⁽³⁵⁾ この政府の達をめぐって松田内務大丞と琉球藩庁の間に激しい攻防がくり返されたが、結局、琉球藩庁は鎮台分營の設置、藩制改革のうちの摂政職の廃止、留学生の派遣についてのみ了承した。⁽³⁶⁾ 明治政府は国家権力の琉球藩内滲透を容易にするために、琉球藩の統治機構の改革＝藩制改革については対清国関係廃絶とともに最も重視していた。松田内務大丞が示した藩制改革は次のようなものであった。すなわち、琉球藩の職制を改め、勅任官としての藩王以下、奏任官として大参事・権大参事・少参事・権少参事、判任官として大属・権大属・中属・権中属・少属・権少属・史生・藩掌を新たに置き、また琉球藩の最高の官職たる摂政職を廃止するというものであった。⁽³⁷⁾ 琉球藩庁は藩制改革のうち、摂政職の廃止のみ了承したのであるが、実際には廃止せず摂政職は明治十二年の廃藩まで存続したのである。⁽³⁸⁾ 松田内務大丞の帰京後、政府と琉球藩庁との間で対清国関係廃絶をめぐって折衝が続けられた。

明治九年に至って、政府は内務省出張所の権限強化に乗りだした。五月十五日、琉球藩庁の裁判権と警察権を接收して内務省出張所に移管するという「琉球藩内人民ト該地在留ノ内地人民トノ間ニ起ル刑事民事ノ裁判其他ノ事ニ付伺」⁽³⁹⁾が、大久保内務卿から三条太政大臣あて提出された。五月十七日、三条太政大臣から内務省に対して、

琉球藩ニ在ル其省出張所へ、自今藩内裁判ノ事務及該地在留ノ他管人民ニ対シテノ警察事務ヲ被附候条、此旨相達候事⁽⁴⁰⁾

という達があり、内務少丞木梨精一郎に判事兼務が命ぜられた。⁽⁴¹⁾ ここに内務省出張所は琉球藩内における全裁判権と内地民にかかわる警察権を獲得し、一段と権限が強化されることになったのである。他方、琉球藩は、

一、藩内人民相互ノ間ニ起ル刑事ハ藩庁之ヲ詢訊シ、内務省出張所ノ裁判ヲ求ムヘシ

一、藩内人民相互ノ間ニ起ル民事及ヒ藩内人民ト他府県人民兵員ト普通人トヲ論セストノ間ニ関スル刑事民事ハ、直チニ内務省出張所ニ訴ヘシムヘシ⁽⁴³⁾

とされ、琉球藩庁は琉球藩内の裁判権を剝奪され、警察権も他管人民に及ばないというように制限されるに至ったのである。これは琉球藩王の藩内統治に対する重大な制限であった。

明治九年七月二六日、判事を兼任した内務少丞木梨精一郎は鎮台分遣隊・警部巡查等を伴って内務省出張所長として着任した⁽⁴⁴⁾。内務省出張所の人員も増員となり、給仕・小使・門番・通弁・写字生を除いて四三人となり、裁判事務も八月一日より活動を開始することになった⁽⁴⁶⁾。内務省出張所は裁判権・警察権を付与されることによって、外務省出張所に比すれば、権限が格段と強化されるに至った。これによって政府の施策を藩内に滲透させる体制が整ったかに見えたが、琉球藩庁の抵抗によりそれも有名無実のものとなった。琉球藩庁は政府の裁判権剝奪の措置に異議を唱え、琉球藩民相互にかかわる事件の裁判は、民事刑事事件ともにあくまでも藩庁が管掌することを要請した。しかし政府は琉球藩庁の要請を拒絶した。このため琉球藩庁は内務省出張所の裁判事務開始に対抗して、実力で裁判権を行使する挙に出た。その典型的事件が真宗法難事件であり⁽⁴⁵⁾、琉球藩庁は廢藩に至るまで裁判権を行使したのである。内務省出張所が権限を強化されながらも、琉球藩庁の裁判権行使を見逃さざるを得なかったのは、内務省出張所の権力行使を支援する軍隊・警察が微力であったからに他ならない。軍隊の琉球藩派遣は、松田内務大丞の「政府の威信を示し、且、不時の変に備ふるために、分遣隊派遣は急を要すべし」との建白によって、明治九年五月二六日、熊本鎮台歩兵第一分遣隊の派遣が決定し、大少尉軍医下士各一名、歩兵二一名が派遣されることになった⁽⁴⁸⁾。分遣隊は七月二六日、警部巡查等の一行とともに那覇に到着した。このように内務省出張所の権力行使を支援する軍隊は二五名にすぎず、警察の人員も十五名であったため、内務省出張所は琉球藩庁の反対を押し切ってまで権力を行使することが出

来なかつたのである。内務省出張所を通じて琉球藩内に国家権力の滲透を図ろうとする政府の意図は、琉球の廃置藩県まで実現することが出来なかつたのである。

- (1) 琉球政府編『沖繩県史』第二卷、琉球政府、昭和四一年、一二頁。
- (2) 内閣書記局編『法規分類大全』官職門(3)、原書房、昭和五三年、覆刻版、六四頁。
- (3) 吉井蒼生夫「中央権力機構の形成」(福島正夫編著『日本近代法体制の形成』上巻、日本評論社、昭和五六年)八一頁。大霞会編『内務省史』第一巻、原書房、昭和五五年、覆刻版、五六―五八頁。
- (4) 安岡昭男『明治維新と領土問題』教育社、昭和五五年、一一〇頁。
- (5) 前掲『沖繩県史』第二卷、二頁。
- (6) 同前、八頁。
- (7) 金城正篤『琉球処分』沖繩タイムス社、昭和五三年、七四頁から引用。
- (8) 前掲『沖繩県史』第二卷、三頁。
- (9) 安岡、前掲『明治維新と領土問題』一三二頁。
- (10) 前掲『沖繩県史』第二卷、二九頁。
- (11) 同前、二九頁。「史料稿本(尚泰関係史料)」(那覇市役所総務部市史編集室編『那覇市史』資料編第二巻中の四、那覇市役所、昭和四六年)一二二頁。東恩納寛惇「尚泰侯実録」(琉球新報社編『東恩納寛惇全集』第二巻、第一書房、昭和五三年)三四二頁。なお外務省官員の琉球出張に際して、大蔵省官員の根本茂樹・小林好愛・山崎潔が琉球出張を命ぜられた(東恩納、前掲「尚泰侯実録」三四二頁)。
- (12) 東恩納、前掲「尚泰侯実録」三四二頁。
- (13) 前掲『沖繩県史』第二巻、八五頁。
- (14) 松田道之『琉球処分』(下村富士男編『明治文化資料叢書』第四巻、風間書房、昭和三七年)四七頁。
- (15) 沖繩県教育委員会編『沖繩県史』別巻(沖繩近代史辞典)、沖繩県教育委員会、昭和五二年、二六五頁。

- (16) 松田、前掲『琉球処分』五一頁。
- (17) 前掲『沖繩県史』第二卷、四一頁。
- (18) 東恩納、前掲『尚泰侯実録』三五〇頁。
- (19) 前掲『沖繩県史』第二卷、七四頁。
- (20) 松田、前掲『琉球処分』五〇―五一頁。
- (21) 琉球が日本の版図であることを明示するという点について、金城正篤氏は、琉球藩設置そのものが「台湾出兵というぬきさしならぬ局面に追いかまれた明治政府が、その唯一の『理論的根拠』たる、琉球が日本の版図の一部であることを、を内外に示すために、急がれた措置であった」と指摘している（金城、前掲『琉球処分』二四九―二五〇頁）。
- (22) 東恩納、前掲『尚泰侯実録』三四三頁。
- (23) 我部政男『明治国家と沖繩』二書房、昭和五四年、五二―五六頁。安長城盛昭『新・沖繩史論』沖繩タイムス社、昭和五五年、一八二頁。
- (24) 松田、前掲『琉球処分』一九頁。
- (25) 河原田盛美『琉球備忘録』（琉球政府編『沖繩県史』第一四卷、琉球政府、昭和四十年）二〇四頁。
- (26) 前掲『沖繩県史』第二卷、九一―九二頁。
- (27) 同前、九二頁。
- (28) 同前、三五―三六頁。
- (29) 同前、九二頁。
- (30) 安岡、前掲『明治維新と領土問題』二二七頁。
- (31) 前掲『内務省史』第一卷、六五―六七頁、八七―八八頁。
- (32) 前掲『沖繩県史』第二卷、九六頁。明治七年十月の在琉球藩内務省出張所の官員は、内務省六等出仕伊地知貞馨・同九等出仕福崎季連・同中録河原田盛美・外務省権中録堀江弘貞・内務省十二等出仕青木孝亮・同十三等出仕時任義当・同十五等出仕小管直達の七名である（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第二卷、寺岡書洞、昭和五年、二五九頁）。

置県前後における沖繩統治機構の創設

原事務所が設置された。十月に「小笠原島内務省出張所事務章程」が制定され、同年十二月三十一日、小笠原島に内務省出張所の仮庁舎が設けられ、翌十年から事務を開始した。十三年十月八日に、小笠原島は東京府の管轄に編入された（前掲『内務省史』第一卷、二〇三頁。安岡、前掲『明治維新と領土問題』二二〇—二二一頁）。

- (33) 前掲『沖繩県史』第二卷、一〇二頁。
- (34) 同前、九七頁。
- (35) 同前、一三五—一三六頁。
- (36) 東恩納、前掲『尚泰侯実録』三七—三三二頁。
- (37) 松田、前掲『琉球処分』一〇四頁、一〇六頁。
- (38) 明治十二年二月の「官員録」に、「摂政官 準四等 伊江王子」との記載がある（寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷、寺岡書洞、昭和五二年、五四四頁）。
- (39) 前掲『沖繩県史』第二卷、一八二—一八三頁。
- (40) 同前、一八三頁。
- (41) 同前、一八三頁。
- (42) 「那覇出張所在勤警察職務規則」は、第一章第一条に「出張所へ行政司法両警察ノ事務ヲ管理ス」、第二条に「藩地ニ在留スル使府県人民ニ係ル警察ヲ所轄シ、藩内人民ニ係ルモノハ該藩吏ノ所轄トス」と規定している（前掲『沖繩県史』第二卷、一八八頁）。
- (43) 前掲『沖繩県史』第二卷、一八三頁。
- (44) 同前、二〇二頁。なお、この時派遣された警部巡查は一五名であった（真境名安興『沖繩現代史』琉球新報社、昭和四二年、九五頁）。
- (45) 「在琉球藩内務省出張所経費増額予算内訳明細簿」より算出（前掲『沖繩県史』第二卷、一九八頁）。なお、明治十年十一月の「官員録」は、内務省「在琉球藩出張所」の欄に、次の官員名を載せている。少書記官従六位木梨精一郎・二等属早瀬則敏・四等属小川長秋・五等属伊藤忠雄・兼五等警部大庭知栄・兼六等警部堀川義旦・伊藤義三郎（寺岡、前掲『明治初期の官員録・職員録』第三卷、一五四頁）。
- (46) 前掲『沖繩県史』第二卷、二〇二—二〇三頁。
- (47) 琉球藩の裁判権接収と真宗法難事件とのかわりあいについては、拙稿「琉球処分における裁判権接収問題と真宗法難事件」（『琉球大学教

『育字部紀要』第二七集第一部、昭和五九年）を参照されたい。

(48) 東恩納、前掲「尚泰侯実録」三九一頁。

(49) 同前、三九一―三九二頁。

二 琉球藩庁の解体

明治十一年十一月、内務大書記官松田道之は内務卿伊藤博文の命により、琉球藩を廢藩とし新たに県を設置するという内容をもつ「琉球藩処分案」を起草・上呈し、伊藤内務卿はこれに手を加えた案を、同年十二月四日、太政大臣三条実美に提出した。⁽¹⁾十二月二十七日、政府は松田内務大書記官に再度の琉球出張を命じるとともに、明治六年三月以來、東京に置かれていた琉球藩の東京在番を廢止し、琉球藩在京藩吏に帰藩命令を出した。琉球藩庁は藩吏の滯京を要望したが認められなかった。⁽²⁾

再度琉球入りした松田内務大書記官は、明治十二年一月二十六日、今帰仁王子に対して琉清關係の廢絶と裁判権の移讓を命じ、遵奉書の提出を要求した。琉球藩庁はこれを拒絶した。このため松田内務大書記官は、琉球藩に遵奉の意志なしと認め、二月四日、那覇を發ち十三日に帰京した。⁽³⁾松田内務大書記官はただちに三条太政大臣あて、

希クハ速ニ廟議ヲ定メラレ、曾而伊藤内務卿ヨリ建議ノ処分ヲ施行アラントラ、実ニ今日ノ急務トス、而シテ其処分ニ当テハ、多少ノ困難ノ事情ヲ生スルコトアルモ、彼ノ藩民一般ノ上ニ於テハ、遂ニ大ニ幸福ヲ得テ、而シテ民心モ亦甚タ之ヲ望ムコトアルニ至ルハ、信シテ疑ハサル所アリ⁽⁴⁾

という復命書を提出したのである。二月十八日、三条太政大臣から内務省に対して、
琉球藩処分御決定相成候ニ付、其省ニ於テ實際ノ手続等取調可伺、此旨相達候事⁽⁵⁾

という達があつた。内務省内局に臨時取調掛が設置されることになり、松田内務大書記官がその長となつた。⁽⁸⁾ 臨時取調掛において、琉球藩の廃藩置県に係わる経費、その他諸般の調査が行われ、松田内務大書記官の随行員は九名、内務省出張所在勤官の増員三二名、警視補・警部・巡査は一六〇余名、分遣隊増員三〇〇余名、経費四万八〇八円三七錢五厘と決定した。⁽⁷⁾ 三月十一日、内務省に対して、

琉球藩旧シク王化ニ服シ、寔ニ覆育之徳ニ頼ル、今乃恩ヲ怙ミ嫌ヲ挟ミ使命ヲ恭マス、是蓋シ舟路遠見聞限アルノ致ス所、朕一視同仁深ク既往之罪ヲ責メス、該藩ヲ廢シ尚泰ヲ東京府下ニ移シ、賜フニ第宅ヲ以テシ、且尚健尚弼ヲ以テ特ニ華族ニ列シ、俱ニ東京府ノ貫屬タラシムヘシ、所司奉行セヨ⁽⁸⁾

との勅諭があり、また三条太政大臣から松田内務大書記官に琉球藩処分⁽⁹⁾の調状が付与された。

明治十二年三月十二日、琉球処分官松田道之の一行は高砂丸にて横浜を出航した。松田処分官の随行員は、内務一等属遠藤達・同御用掛吉田市十郎・同二等属種田邁・同二等属早瀬則敏・同三等属後藤敬臣・同六等属熊谷薫郎・同七等属村木良藏・同七等属西村義道・同九等属荒木章造の九名であり、それに内務省出張所在勤官の増員三二名、二等警視補園田安賢以下警部巡査あわせて一六〇余名⁽¹⁰⁾が一行に加わっていた。一行は途中、神戸にて弾薬・兵糧米を積み込み⁽¹¹⁾、さらに鹿児島から参謀益満大尉・大隊長波多野小佐の率いる分遣隊と合流し六〇〇余名⁽¹²⁾となった。処分官一行は三月二五日、那覇に到着した。

松田処分官は琉球藩処分に取りかかる第一歩として、三月二六日、琉球藩処分着手の方法と諸般の順序を決定するとともに、内務省出張所在勤官の増員として赴任した内務属官三二名に沖縄県御用掛兼務を命じた。⁽¹³⁾ 沖縄県令心得としては既に、三月十一日、内務省出張所長の内務少書記官木梨精一郎が発令されていた。⁽¹⁴⁾ 琉球処分のために出張した警部巡查等の指揮命令については、三月十一日、伊藤内務卿より警視局あて、

警部巡查ヲ併セテ百五拾名琉球へ出張申付、同所ニ在ル当省出張所ノ指揮ニ從フヘキ旨相達、此旨相達候事⁽¹⁵⁾

と達があり、内務省出張所の指揮下に入ることが決定していた。松田処分官は三月二六日、園田警視補に指示して警察署の位置、巡查の配置その他取締の事を施行させた⁽¹⁶⁾。那覇警視出張所の下部機関として那覇第一分署・首里第二分署が設置された⁽¹⁷⁾。既に九年五月十七日、内務省出張所は琉球藩に在留する使府県民に係わる警察権を付与されていたから、三月二六日の時点で、組織の上では従来からの内務省出張所警察と、新たに設置された那覇警視出張所との二系統になったのか、それとも那覇警視出張所が内務省出張所警察を吸収したのかは確定できない。

三月二七日、松田処分官は首里城において、琉球藩庁首脳に廃藩置県・尚泰の上京等⁽¹⁸⁾の達を伝えたが、その中に次のような松田処分官が処分上の全権を掌握していることを示す達も含まれていた。

琉球藩

今般其藩被廢候ニ付テハ、右為処分内務大書記官松田道之出張被仰付候ニ付、諸事同人ノ指揮ニ依テ可取計、此旨相達候事

明治十二年三月十一日

太政大臣三条実美⁽¹⁹⁾

松田処分官は首里城から帰るや否や内務省出張所に処分官出張所と沖縄県仮庁を開設し、木梨県令心得をして沖縄県の設置を県下に布達せしめた⁽²⁰⁾。ここに琉球藩の統治機構たる琉球藩庁に取って代って、沖縄県下を統治する機関として沖縄県庁が創設されたのである。さらに四月四日、松田処分官は県官の職掌分課を行ない、諸規則を施行した。ただし職掌分課と諸規則の具体的な内容はわからない。沖縄県内における県令と処分官との関係について処分官は、県治上ニ就テハ県令ノ事務ニ参スベク、若シ県治ノ処分上ニ関係スル事項ハ、県令ニ対シ指揮スルヲ得ヘキ事⁽²²⁾とされ、処分官の権限は処分に関係する事項のみ県令より上位にあった。沖縄県の統治機構の要としての県庁の創

設・警察の配備・県庁内部機構の確定と人員配置によって、新たな県治政策を展開する形だけは出来上がった。

県庁の創設によって、明治五年九月十四日の琉球藩設置以来、七年近くにわたって琉球藩の内外政治の要として活動してきた藩庁は形式的には消滅することになった。琉球藩の統治機構の中樞機関たる藩庁は解体させられたが、松田処分官は琉球藩の統治機構のうち地方支配組織は温存する方針を取った。三月二十八日、首里・那覇・久米・泊の地域・その他諸間切・地方の役人に従来の職名を以ってそのまま勤務につくことが命ぜられた。⁽²³⁾翌二九日、木梨県令心得からも改めて次の達が出された。

今般琉球藩ヲ廃シ、更ニ沖繩県ヲ被置候ニ付テハ、則チ旧藩中申付有之処ノ官吏モ一般廃止之儀ニ候処、首里泊久米那覇其他諸間切之役人、並ニ諸町村ノ役人ニ於テハ、従前ノ通り相勤可申、此旨相達候事。⁽²⁴⁾

旧藩の地方支配組織を県治の下部機構に移行させるという方策が取られた事由としては、次のことが考えられる。第一に、政府は琉球藩の反対を制して廃藩置県を断行したのであるが、全県下にくまなく県官・警察官を配置し、新たに地方支配組織をつくりだすことは、大量に官員・警察官を県内に導入しない限り不可能であったこと。第二に、琉球処分の方法として「将来ノ県治ニ於テハ、決シテ美治ノ急施ヲ要ム可ラス、土地ノ制ヤ風俗ヤ營業ヤ凡該地士民旧來ノ慣習トナルモノハ、勉メテ破ラサルヲ主ト」⁽²⁵⁾とされたことである。

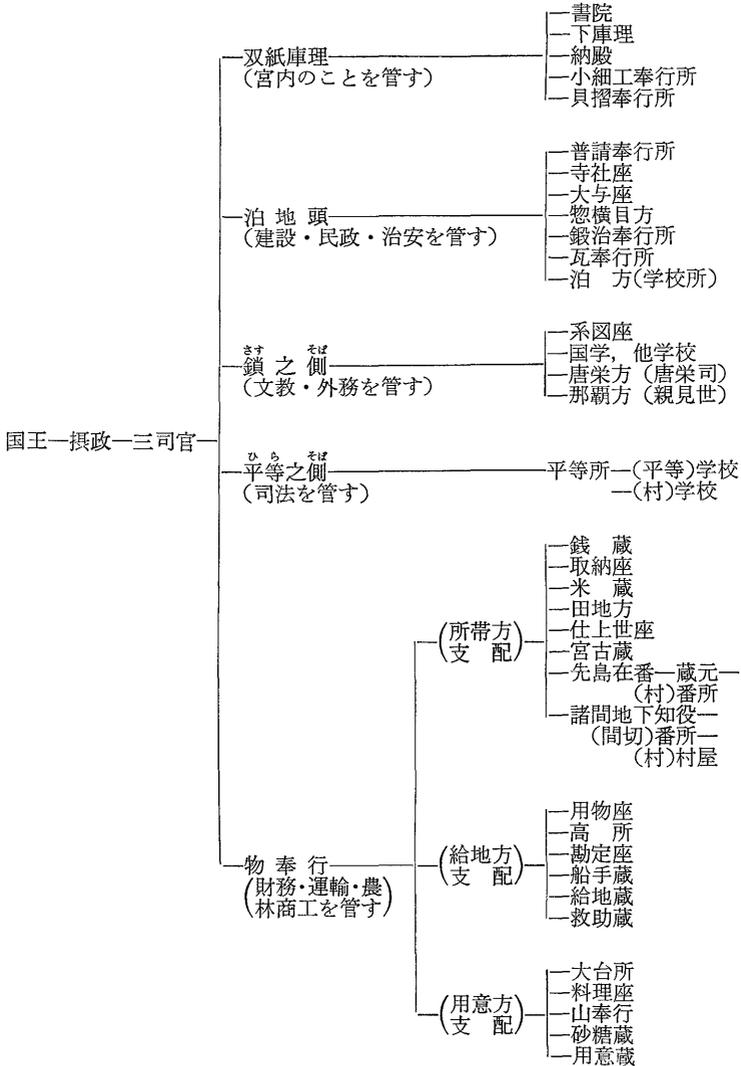
松田処分官が或いは解体し、或いは存置した琉球藩の統治機構とはどのようなものであったのであろうか。明治五年九月、王国から藩に衣がえさせられた琉球藩は、統治機構もそっくりそのまま引き継ぎ、政府の藩制改革の要求も拒否し、廃藩に至るまで琉球王国の統治機構を維持してきた。ここで琉球王国の統治機構は概観しておこう。⁽²⁶⁾琉球王国の統治機構は中央の統治機関と地方の統治機関から成っている。中央の統治機関として、国王の諮問・顧問職として摂政が置かれた。政務は三司官が執行した。国王は決裁するだけである。三司官は各々、双紙庫理・泊地頭・鎖之

側・平等之側・物奉行を支配下に置いて職務を分担しているが、重要事項は三人合議の上で決定することになっていた。三司官の諮問に答えて重要な国事を評議する機関として、双紙庫理・泊地頭・鎖之側・平等之側・物奉行（三名）、及びこれらの次官級の吟味役または日帳主取と呼ばれる者で構成される「表十五人」があった。中央の統治機関に対して地方の統治機関は町方と地方よかたとで指揮監督が異なる。町方は首里・那覇・久米村・泊村の地域であるが、首里は三司官が直接指揮監督し、平等之側の支配下にある。首里は三平等より成り、平等の下部に村があり、各々学校が支配機関となっている。那覇は里主・物城が親見世という役所において支配する。久米村は久米村惣役・長史が唐栄司（役所名）において支配する。泊村は泊頭取・学校所中取が学校所（役所名）で支配した。地方については、沖繩本島は三五間切から成り、各間切には役所として番所があり、間切はいくつかの村から成っている。村には村屋と呼ばれる役所がある。間切は自治が許されていて、百姓だけで役人を立て番所を運営している。その長を地頭代、次を首里大屋子、幹部を「さばくり」という。間切には中央機関から諸事指導のために派遣された下知役・検者も番所に詰めて監督している。官古三間切・八重山三間切は蔵元という役所に三人の頭がいて間切を支配している。中央機関から在番が派遣されて監督の任にあたった。以上が琉球王国の統治機関の概観である。

統治機関の中樞機関として県庁を創設し、また旧琉球藩の地方支配組織を県治の下部機関に改編する方策をたてた松田処分官は旧藩庁からの諸般引き継ぎにとりかかった。旧藩庁からの事務引き継ぎの中でも特に重視されたのは薩摩関係と清国関係の書類であった。松田処分官は伊藤内務卿から次の如き書簡（三月十二日付）を受け取っていた。

此節着琉処分際、文禄年間島津征服之後、琉球王へ授与シタル十五ヶ条之命令書、並ニ王ヨリ島津家へ差出候誓書之写、此外琉球ト島津トノ関係書類、並ニ従来支那ト関係之書類等、不殘取揃鄭重ニ御保存御持帰相成度候、此段為念申入置候^{（七）}

琉球王国統治機構



早法六〇卷三号(一九八五)

(注) 渡口真清『近世の琉球』146—158頁より作成。

松田処分官は、三月二七日、旧藩庁に諸般の引き渡しの手続きをなすことを命じ、また首里城内の重要書類の保管場所を封鎖した。⁽²⁹⁾三月三十一日、益満大尉率いるところの分遣隊が首里城に入城し、琉球藩のシンボルたる首里城は政府の手に帰したのである。四月三日、松田処分官は諸般の引き継ぎについて具体的な指示を旧藩庁に与えた。⁽³¹⁾まず沖縄県令に引き渡すべきものとして、

- 一 租税之事
 - 一 旧藩王以下士族等ノ家禄之事
 - 一 官有金穀之事
 - 一 官邸官倉之事
 - 一 官地官山官林之事
 - 一 河港道路橋梁修築之事
 - 一 官有船舶之事
 - 一 学校社寺之事
 - 一 官職身分之事
 - 一 制法禁令之事
 - 一 戸口之事
 - 一 勸農商之事
- が挙げられた。次いで内務省出張所長に引き渡すべきものとして、
- 一 警察上取糺中入獄之者、又ハ入獄セシメテ取糺シ中ノ者之事

が挙げられた。さらに内務省出張所裁判事務長に引き渡すべきものとして、

一 犯罪ニ依テ入獄又ハ⁽³²⁾達島ノ者之事

一 民事訴訟審問中ノ者ノ事

が挙げられた。旧藩庁に諸般引き継ぎの具体的な指示を与えた松田処分官は、四月九日、旧藩王に法律を県下に発することを禁じ、沖繩県下において施行されるべき法律は政府の法律以外にないことを示した次の命令を旧藩王に伝えたのである。

廢藩置県ノ御達有之タル当日、即チ去月二十七日以後ハ旧藩管民ニ対シ、従前ノ事件ヲ整理スルノ外、新令ヲ発シ新事ヲ行フ儀、不相成筈ニ候条、為心得此段申入置候⁽³²⁾

(1) 安岡、前掲『明治維新と領土問題』一三九頁。

(2) 松田、前掲『琉球処分』一八六—一八七頁。なお、この琉球藩の東京在番廢止は松田道之の「琉球藩処分案」の第六条に謳われている（松田、前掲『琉球処分』二〇五頁）。

(3) 同前 一八九—一九二頁。

(4) 同前 一九三頁。

(5) 同前 二一六頁。

(6) 同前 二一六頁。この点につき久布白兼武『原忠侯』（原忠一、大正十五年）は、「廢藩置県の議決するや、内務省中に、臨時調査局を置き直彬公を局長に、応侯を次長に任し、予め新県の制度を考查研究して、其の準備をなせり、而して発令の後は、之を沖繩県事務取扱所と改め、猶事務を執り、五月上旬に至り之を完了せり（三三七頁）」として、臨時調査局が設置され、局長として鍋島直彬、次長に原忠順が任命されたとしているが、この臨時調査局が実際に設置されたのか、それとも臨時取調掛と併置されたのかどうかはわからない。

(7) 松田、前掲『琉球処分』二一六頁。

- (8) 『明治天皇紀』第四、吉川弘文館、昭和四五年、六二八頁。
- (9) 松田、前掲『琉球処分』二二七頁。
- (10) 同前、二一九頁。
- (11) 岡規「琉球出張日誌」(横山学編『琉球所屬問題関係資料』第二卷、本邦書籍、昭和五十五年)明治十二年三月十五日条。
- (12) 松田、前掲『琉球処分』二一九頁。
- (13) 同前、二一九頁、二八七頁。
- (14) 同前、二二八頁。
- (15) 同前、二二九頁。
- (16) 同前、二二九頁。
- (17) 岡、前掲「琉球出張日誌」明治十二年四月十二日、十三日条。
- (18) 松田、前掲『琉球処分』二二〇頁。
- (19) 同前、二二八頁。
- (20) 同前、二二三頁。
- (21) 同前、二三〇頁。この点につき、岡、前掲「琉球出張日誌」六月二日条に「第一分署、今般帛京内命有之候人員ヲ除ク之外、沖繩県庁第四課へ奉職志願之者ハ、来ル五日迄二分署長へ可申出、此旨相達候事、追テ沖繩県巡查拜命ノ上ハ、満二カ年ヲ経サレハ辞職候万事不相成候事(傍点引用者)とある。明治八年十一月三十日制定の「府県職制」中、警保は第四課とされているから、この時点の沖繩県庁の機構は「府県職制」の第一課 庶務、第二課 勸業、第三課 租税、第四課 警保、第五課 学務、第六課 出納といった機構か、それともそれに近いものであったことが予想される。
- (22) 松田、前掲『琉球処分』二二七頁。
- (23) 同前、二二四頁。
- (24) 同前、二二六―二二七頁。
- (25) 同前、二〇四頁。

- (26) 以下、琉球王国の統治機構の概観は渡口真清『近世の琉球』（法政大学出版局、昭和五十年）一四六―一五八頁。
- (27) 松田、前掲『琉球処分』二八六頁。
- (28) 同前、二二一頁。
- (29) 同前、二二一―二二二頁。
- (30) 同前、二二八頁。
- (31) 同前、二二九―二三〇頁。
- (32) 同前、二二二―二三三頁。

三 県政不服従運動と県庁の対応

統治機構の中枢機関として県庁が創設され、また旧藩の地方支配組織が県治の下部機構に組み込まれることになったが、県治の機能が即座に活動を開始したわけではなかった。県治の最大の壁となつたのは士族層の抵抗であった。その抵抗の形態は兵備を以って県庁に対峙するというものではなく、県政に協力しないという「不服従運動」としてあらわれたのである。地方統治機関に旧職のまま勤務せよとの処分官・県令心得の命令に対して、町方の役人は一切出勤せず、各役所はことごとく閉戸したままの状態であった⁽¹⁾。また地方^{ちかた}においても、鎮撫説論のために三名を一組として間切に県官が派遣されたが、その県官に対して、地方役人達は「旧琉球藩下一般人民ニ告論ス⁽²⁾」という告諭書、「琉球藩ヲ廃シ更ニ沖縄県ヲ被置⁽⁴⁾」という布告書は受け取るが、旧職のまま新県治の下部機構となつた役所に勤務することを命じた辞令書の受理は拒み、或は告諭書・布達書・辞令書のすべてを首里評定所（藩庁）の命令がない限り受け取らないと声明する有様であった⁽⁵⁾。しかし、県官の松田処分官への報告書は、こうした地方役人の態度は下知役・検者といった藩庁から派遣された役人に最も甚しく、地頭代・掟といった百姓身分の役人の中には、服従の態度

を取る者もあり、「其土民ニ至テハ実ニ平穩ニシテ、更ニ其藩ト県トノ如何ニ関セス、只營業ヲ是レ勉メ淳朴可愛、中ニハ政事ノ改良ヲ希望シテ悦喜スル者モ往々アリ」としている。⁽⁶⁾

旧琉球藩の町方・地方の役人層が県庁の告諭書・布告書・辞令書の受理を拒否する事態に対して、松田処分官は「首里評定所ノ命令アラサレハ受ケ難シ云々ニ於テハ、其情義ニ取リ一理ナキニアラス、依テ旧藩主ヲシテ一命ヲ下サシメサレハ、到底結局ヲ得サルヘシ」と考え、四月二日、旧藩王に藩治を止めるにあたっての義務として、旧管民に対し廃藩置県を告げ、今後、新県の命令に従うべきであるとする布達を県下に出させる方策を取ることにした。⁽⁸⁾これは旧藩王の影響力を利用して、政府・県に対する不服従運動を、服従・協力的体制へ転換させようとするものであった。⁽⁹⁾旧藩王尚泰に廃藩置県および新県に協力せよとの布達を出させる件を、松田処分官から示された旧藩庁首脳は、ただちに士族層と協議し、その結果「士民一般心志を固め、日本の命令を拒絶し、以て清国の援兵を待つべし、旧藩王此布令を發せられる時は大に害あり」として、不服従の姿勢をくずさなかった。

旧藩王の布達の件が旧藩庁によって拒絶されると、松田処分官は、四月九日、もし布達の発令を拒否すれば、地方の間切役人を解任し、県官を配置する。そのため民心に影響を生じ、また旧藩王その他の采地領分の上に多少の慣行を破ることもあり得ると通告した。⁽¹⁰⁾しかし、旧藩王をして布達を發せしめて、町方・地方の役人を新県政に協力させる件は、「諸地方役人ノ云々ノ如キハ、一旦旧藩王ヲ上京セシメタル以上ハ、何レカ方向ノ定ル所アルヘシ、今般ノ処分上ニ就テハ、旧藩王上京ノ一件ヲ最大要件トス、上京ノ事挙ラサレハ百事好結果ヲ得サルヘシ」との見地から棚上げされることになり、松田処分官は旧藩王上京の問題を推進することに方向転換したのである。

旧藩王上京の問題について、旧藩庁は出発延期を主張し、早急の出發を主張する松田処分官との間に対立があった。両者の折衝が続けられたが、妥協点を見い出すことは出来なかった。そこで松田処分官は旧藩王を拘引して上京

させても、嫡子たる中城王子が残留しては処分の実があらぬとして、旧藩王の上京を一時延期し、中城王子を上京させ、太政官に旧藩王の上京九十日延期を願ひ出させ、王子はそのまま滞京させる方策を取ることにした。⁽¹³⁾ 松田処分官はこの事情について、伊藤内務卿に次のような書簡（四月二四日付）を送っている。

土族ノ沸騰ノ如キハ、処分ノナスヘキアルヲ以テ、決シテ憂フルニ足ラサレトモ、茲ニ憂フヘキハ、仮令旧藩王ハ拘引上京セシムトモ、正統ノ嫡子ヲ残ストキハ、人心一ニ之ニ依リ、遂ニ挙家上京ノ事ハ行ハレサルノミナラス、暗ニ此嫡子ヲ以テ政令ノ出所トナシ、終始県治上ノ一大害ヲ為スコト必然ナリ、（中略）近日ニ於テハ、旧藩吏皆ナ旧藩王上京ノ一件ニ熱衷シ百事放擲ノ勢ナリ、之カ為諸般引渡シノ事務及ヒ取調ノ事務等都テ挙ラサル処、今一時旧藩王ノ出発ヲ猶予スルトキハ、其間ヲ以テ諸般ヲ督責シテ、之ヲ果サシムルノ便宜アリ、要スルニ此策ヤ一挙兩得タリ⁽¹⁴⁾

四月十八日、中城王子が尚泰上京延期請願のため上京する案が、松田処分官と旧藩庁との間で確定した。⁽¹⁵⁾

この中城王子上京案が確定するや否や、松田処分官は間髪を入れず、同日、懸案の旧藩王が旧管民に新県の命令に従かうべしと布達する件と、諸般の事務引き継ぎの手順を急ぐよう指示した。⁽¹⁶⁾ 四月二八日、旧藩王の旧管民への布達と諸般引き継ぎについて旧藩庁は了承し、二九日、次のような旧管民への布達が三司官の名を以って、県下に出されたのである。

清国ニ朝貢之事件断絶候儀、難黙止太政官へ数回歎願為仕儀候処、今般ニ至テハ命令不恭之旨ヲ以、廃藩置県之御処分被仰付、士民等ニ対シ申分無之込入居候得共、此際疑迷ヲ懷キ候テハ不相濟候条、宜敷方向ヲ定、新県ノ命令ニ従ヒ候様可致注意候、内務大書記官松田道之殿ヨリ御達モ有之候付、士民一般へ可申渡旨御沙汰有之、此段、廣告候

事 明治十二年四月

旧三司官

首里中

泊中

久米村中

那覇中

諸間切諸島

両先島⁽¹⁷⁾

他方、諸般引き継ぎについては、一括引き継ぎでは時日を費やすとして、まず帳簿類から引き渡すことで松田処分官と旧藩庁が合意し、引き渡し作業が開始されることになった。しかし、新県の命令に従うべしとする布達も発せられたにもかかわらず、またしても那覇の役人は病氣と称して自宅に引き籠もり、或は所縁の村里に避難したりする者も出て、那覇の役所である親見世は門を開くことが出来なかった。県庁の給仕・小使等も辞職する様相となった。⁽¹⁸⁾ 県政に対する不服従運動は沖縄本島に限らず、宮古・八重山の島々にも広がっていた。首里・那覇に限らず、地方間切島にまで波及した県政不服従運動は、旧藩庁首脳指揮命令の下に組織化されたものであった。ここに国家権力と旧藩庁の権力が県下で拮抗するという「二重権力」状態が形成されることになったのである。⁽¹⁹⁾

初代県令鍋島直彬が那覇に到着した日（五月十八日）、松田処分官は遂に尚泰の上京を督促した。旧琉球藩庁首脳は士族とともに評議したが論議はまとまらなかった。事ここに至って、旧藩王尚泰は家臣に対して「翻然として自ら謂へらく、驅逼せられ恥辱を受けんよりは、寧ろ自ら決するに如かずと、乃ち上京を許すの命を発」⁽²⁰⁾したのである。尚泰が上京を決意した日（五月十九日）、諸般引き継ぎのうち、平等所と米蔵に関するものはすべて引き継ぎが完了した。⁽²¹⁾ 平等所が掌握していた事務は内務省出張所に引き継がれ、

今後平等方之職権筑佐事之事務ヲ行フ者於有之ハ、拘引取調ノ上其処分可伺出⁽²²⁾
という達が警視出張所あて発せられた。

旧藩王尚泰の上京決定と諸般引き継ぎの進展を見て、松田処分官は、五月二三日、旧藩庁首脳に対して旧藩吏および士族に新県に奉職するように説諭することを求め、さらに、二四日には旧藩庁が所蔵している武器・銃砲・弾薬類の引き渡しを命じたのである。⁽²⁴⁾この事態に旧藩庁首脳は、士族扶持米・間切役人の取り扱い等は旧慣のまま据置くことを条件に軟化の兆しを見せてきた。⁽²⁵⁾六月三日、松田処分官は首里・那覇・久米・泊の士族総代二〇〇名を内務省出張所に召集し「沖縄県士族一般ニ告諭ス」を手渡した。その告諭は、不服従運動を続行するならば、

新県ニ於テハ、子等ハ到底用ユルヲ得可ラサルモノトナシ、百職皆ナ内地人ヲ取り、遂ニ此士人ハ一人ノ職ニ就クヲ得ル者ナクシテ、自ラ社会ノ侮慢ヲ受ケ殆ント一般ト區別サルコト、恰モ亜米利加ノ土人、北海道ノアイヌ等ノ如キノ態ヲ為スニ至ルヘシ、而シテ是子等ノ自ラ招ク所ナリ、且此琉球ノ地タル土地狭クシテ人多ク、其事ノ何タルヲ問ハス、多方従事セサレハ生計ヲ得ル甚タ難シ、然ルニ百官皆ナ内地人ノ専有トナルトキハ、此士人ハ多少ノ職業ヲ失フルニ至ルヘシ、而シテ是亦子等ノ自ラ招ク所ナリ、嗚呼実ニ慮ラサルノ甚シキモノト謂フヘシ、子等幸ヒニ悟ル所アレハ、此士人ノ權利ヲ縮メ此土地ノ利益ヲ失フノ原因トナルヘキ挙動ヲ為スナカレ⁽²⁶⁾

と述べていた。旧藩王が上京した今、県政に対して不服従運動を続行した場合に蒙るであろうマイナス面を強調しつつ、統治機構に沖縄県士族を取り込むことを目論んだのである。この「沖縄県下士族一般ニ告諭ス」は諸間切・諸島へもただちに送達された。六月九日、旧藩庁首脳は、松田処分官の旧藩吏および士族に対して県に奉職することを説諭する命令書の旨に服し、十日を以って旧藩吏を諸間切に派遣し必ず奉命させるようにすると申し出た。⁽²⁷⁾県庁においては、九日、県官を諸間切・諸島に勤務させるため、通弁者として士族平民若干名を採用したのである。⁽²⁸⁾

松田処分官は、六月十三日、沖繩を離れたが、松田処分官離任後の沖繩島の統治は県令鍋島直彬に委ねられた。内務省出張所も六月二一日を以て廃止された。⁽²⁹⁾ 鍋島県令は当初、不服従運動に対しては懐柔策で臨んだ。松田処分官の離任後も、県下の県政不服従運動は絶えることがなかった。間切・島では誓約書を結び、県庁の命令を奉じないことを密約していた。その誓約書には、例えば次のような箇条もあった。

諸間切へ大和人并ニ諸官人諸役人衆ヨリ、大和人ノ下知ニ随ヒ候様申懸候節ハ、御当地人民ハ祖親以来段々君恩ヲ蒙居候処、当分ノ御取扱相成迎御下知ニ随ヒ候而ハ、於情義何共難難止訳ヲ以テ屹度相断段、仮令武具ヲ以テ威ヒ段々逢打擲候共、少シモ心志ヲ不変様相固ミ、万一殺害逢候者ハ、喪式祭祀料ハ間切間、行衛ノ事ハ諸間切ヨリ銅錢五万貫文可相与事⁽³⁰⁾

右の誓約書に背いて警視出張所に採用された人物をめぐって、宮古島では多数の土族・民衆がサンシー事件と呼ばれる暴動を起すにいたった。⁽³¹⁾ 他方、中央段階でも旧藩庁を中心として県庁の統治に対抗していた。県庁は旧藩庁に対して、租税徴収書類の提出を要求していたが、旧藩庁はその書類の提出を拒んだのみならず、これまでどうり租税の收納を強行し、また采地を持つ士族も同様に租税の「私収」をはかったのである。⁽³²⁾

旧藩庁等の租税「私収」の事態に直面して、病で倒れた鍋島県令に代って県政の陣頭指揮にあたった沖繩県少書記官原忠順は、八月十八日、これまでの懐柔政策を放棄し、旧物奉行の安室親方・同吟味役津波古親雲上の逮捕に踏み切り、二人を糺弾した。さらに、この租税「私収」事件を契機に、原少書記官は旧藩庁首脳を県庁に奉職させる策を強行することにし、八月二十日、浦添親方・富川親方を県庁顧問に、伊野波親方・天久親雲上・富村親雲上・伊江親雲上を御用掛に任命し、辞令書を交付した。⁽³³⁾ 県庁顧問・御用掛任命という事態に対して、旧藩庁首脳は辞表を提出して県官就任を固辞した。県治の方針を懐柔政策から武断政策に転換させた原少書記官は、旧藩庁首脳の県官就任

固辞問題は後日に譲ることにし、県政不服従運動全体に対して実力行使を取ることにした。九月三日、県官・警察官は盟約書を押取するとともに、県庁に徹底抗戦を主張する亀川親方を中心とする一派の与那城按司・津嘉山親方・沢岨親方等をはじめとして首里各村の役人を「国人を煽動し、県命を沮格する頭目」として拘引し、また旧定役人諸座諸蔵の役人・各間切の下知役・検者・さばくり・宮古八重山の在番・頭役等も拘引した。また県庁の強硬方針の善後策を協議していた、旧三司官を中心とする集会にも警察官が「凶徒を嘯集する」ものとみなして解散させ、参会人を拘引するに至ったのである。⁽³⁴⁾

旧藩庁首脳は、九月十四日、拘留された役人の釈放と県政への恭順を表明する歎願誓約書を提出した。県政不服従運動は、表面上は県政への恭順表明へと戦術転換することになったのである。以後、士族層の運動は琉球復旧・藩政復旧を目指し、清国の救援を求めて脱清行動へと展開してゆくのである。⁽³⁵⁾ 九月二二日、浦添親方・富川親方は八等出仕に補せられ県庁顧問となった。また、安室朝蕃・天久朝標・富村朝意等十一名が御用掛に任命され、その他、十月六日までに伊江朝重等一〇名が、同じく御用掛に任命されたのである。⁽³⁶⁾ ここに沖繩県庁が創設されて以来の懸案であった県庁内部に旧藩庁の首脳、その他の役人を配置することが完了した。沖繩統治の中枢機関として、県庁がようやく施策を展開する基礎を固めることが出来たのである。

(1) 喜舍場朝賢『琉球見聞録』至言社、昭和五二年、覆刻版、一一八頁。

(2) 松田、前掲『琉球処分』二二四頁。

(3) 「旧琉球藩下一般ノ人民ニ告諭ス」は次の如きものであった。

今般琉球藩ヲ廢シ、更ニ沖繩県ヲ被置タルニ付テハ、今後如何様可成行ヤト苦神ノ者モ可有之、因テ其主意ノ大略ヲ告示セントス、抑モ此琉球ハ古來我カ日本國ノ屬地ニシテ、藩王始メ人民ニ至ル迄皆共ニ天皇陛下ノ臣民ナレハ、其政令ニ從ハサル可ラス、然ルニ明治八年五月二十九日、同九年五月十七日、本年一月六日ヲ以テ御達ノ御主意有之処、藩王ニ於テハ其使命ヲ奉セズ、不遵之奉答書ヲ呈シタル段、実ニ

難被差置次第第二立至リ、理勢不得止遂ニ今般ノ御処分ニ相成リタルナリ、然レ共旧藩王ノ身上及ヒ一家一族ニ於テハ、優待ノ御処分ヲ以テ將來安堵セシメ、且士民一般ノ身上家祿財産營業ノ上ニ於テモ、苛察ノ御処分無之、勉メテ旧來ノ慣行ニ從フノ御主意ナルノミナラス、却テ旧藩政中苛酷ノ所為、又ハ租稅諸上納物等ノ重斂ナルモノハ、追テ御詮議ノ上、相当寛減之御沙汰可有之ニ付、世上ノ流言風説等ニ惑ハス、安ンシテ各自ノ家業ヲ相励ムヘシ、此旨無洩告論スルモノ也（松田、前掲『琉球処分』二二二—二二三頁）。

- (4) 同前、二二三頁。
- (5) 同前、二二八頁。
- (6) 同前、二二八頁。
- (7) 同前、二二八頁。
- (8) 同前、二二八—二二九頁。
- (9) 比屋根照夫『自由民権運動と沖繩』研文出版、昭和五七年、九九頁。
- (10) 喜舍場、前掲『琉球見聞録』一一九頁。
- (11) 松田、前掲『琉球処分』二二三頁。
- (12) 同前、二二二頁。
- (13) 同前、二五〇頁。
- (14) 同前、二九一—二九二頁。
- (15) 中城王子一行は四月二十七日、那覇を出発し、五月二日、東京に到着した。五月六日、尚泰上京八十日延期の請願書を政府に提出したが、松田処分官のかねての政府への上申どおり、請願書は却下され、五月八日には、中城王子に滞京の命令が出された（東恩納、前掲「尚泰侯実録」四二—四四頁）。
- (16) 松田、前掲『琉球処分』二五三頁。
- (17) 同前、二五六頁。
- (18) 同前、二五七—二五八頁。
- (19) 西里喜行『沖繩近代史研究—旧慣温存期の諸問題—』沖繩時事出版、昭和五六年、一二頁。

置県前後における沖繩統治機構の創設

- (20) 喜舎場、前掲『琉球見聞録』一三四―一三五頁。尚泰は五月二十七日、那覇港を出航し、六月九日着京した（東恩納、前掲『尚泰侯実録』四二七頁）。
- (21) 喜舎場、前掲『琉球見聞録』一三五頁。
- (22) 岡、前掲『琉球出張日誌』五月十九日条。
- (23) 松田、前掲『琉球処分』二六五―二六六頁。
- (24) 同前、二六六頁。武器・銃砲彈薬類の引き渡しは五月二十八日終了した（松田、前掲『琉球処分』二六七―二六八頁）。
- (25) 同前、二六六―二六七頁。
- (26) 同前、二六九―二七〇頁。
- (27) 同前、二七二頁。
- (28) 同前、二七一頁。
- (29) 前掲『法規分類大全』官職門②六二頁。
- (30) 久布白、前掲『原忠侯』三四〇―三四一頁。『原忠侯』は、この誓約書の日附を光緒五年乙卯五月十一日としているが、これは明治十二年六月三十一日にあたる（同書、三四〇頁、三四三頁）。
- (31) サンシー事件の研究については、我部、前掲『明治国家と沖繩』二二七―二三一頁参照。この暴動に対して県庁は八月二日に警察を派遣し、主謀者を逮捕し鎮圧した。
- (32) 喜舎場、前掲『琉球見聞録』一四四頁。東恩納、前掲『尚泰侯実録』四三六頁。久布白、前掲『原忠侯』三五〇―三五二頁、三五六頁。
- (33) 久布白、前掲『原忠侯』三五八―三五九頁。
- (34) 喜舎場、前掲『琉球見聞録』一四四―一四六頁。東恩納、前掲『尚泰侯実録』四三六―四三七頁。
- (35) 比屋根、前掲『自由民権思想と沖繩』一〇五―一〇七頁。脱清行動については、比屋根、同書一〇七―一四〇頁、一四三―一六三頁。西里、前掲『沖繩近代史研究―旧慣温存期の諸問題―』二二―二五頁参照。
- (36) 久布白、前掲『原忠侯』三七二―三七三頁。『当県職員表之儀ニ付上申（明治十二年十月二十四日）』（『錦島文書』、琉球大学附属図書館蔵、複写本）。

四 県庁の人員構成と県治機構の特徴

沖繩統治機構の中樞機関として創設された県庁は、琉球の廃藩置県が諸藩の廃藩置県と異なり、琉球藩の反対にもかかわらず断行されたため、他府県の県庁と異なる人員構成・県庁機構を持たざるを得なかった。以下、県庁の人員構成と県庁の内部機構、それに県治の下部機構について論じてゆくことにする。

初代県令として沖繩県入りした鍋島直彬は、天保十四年十二月に生まれ、嘉永元年、肥前佐賀藩の支藩である鹿島藩の家督を継いだ。江戸で重野安繹・中村正直・塩谷岩陰等に学び、原忠順を起用して藩政改革にあたった。文久三年十月、本藩主鍋島直正の代理として上京し、公武合体を建策した。明治元年二月、戊辰戦争の際には北陸道先鋒を命ぜられ、佐賀藩兵一万余名・鹿島藩兵七〇〇余名を率いて上京した（三月、鹿島藩は長崎国防の任に変更された）。明治二年六月、鹿島藩知事となり、五年八月、海外視察のため原忠順と北米巡遊し、帰国後、九年三月、侍従、十月、法制局出仕兼任、十年八月、侍補、十一年十二月、宮内省文学御用掛を歴任した。⁽¹⁾

新たに創設される沖繩県の初代県令選任については、琉球藩の廃藩処分決定後、ただちに政府内部で論議されることになった。明治初年における政府の地方官任用方針の特徴は、第一に他府県人の任命（雄藩諸県は除く）、第二に雄藩志士の多数任命、第三に能力重視主義であるが、その中でも他府県人の地方官任命は、任地に縁故を持たない他府県人によって旧勢力を追放し、新県令を中心とした政府の地方行政支配の容易な体制を創出することにあつた。⁽²⁾この地方官任用方針は、明治九年から地方官をその地方の人士から登用する方向に転換してゆくのであるが、明治十二年の段階は、既に他府県の廃藩置県から七年経過しているとはいえ、沖繩にとっては旧勢力を追放し新体制を創出する激動の時期であつた。このため新沖繩県令選任についても、当然明治初年の地方官任用方針と同様な見解が考慮さ

れたと思われる。鍋島直彬は他府県人であり、雄藩たる肥前佐賀藩の支藩の元藩主であり、また、アメリカに遊学の経験を有する点において、明治初年の地方官任用方針に合致する人物であったといえる。また、「沖繩の風たるや、最も門地を貴ぶを以て、其民人を服従せしめんには、県令を華族中に求めて、之を任するを得策とする⁽⁴⁾」として、沖繩県令には華族をあてるといふ条件が加わっていた。明治十二年三月、宮内省文学御用掛・元鹿島藩知事・華族の鍋島直彬に、初代沖繩県令として白羽の矢がたったのである。

初代県令として任命された鍋島直彬は、沖繩赴任に先立ち、鹿島藩の藩政改革の推進者であった原忠順を少書記官として任命された旨、政府に懇請し、原忠順の沖繩県少書記官任命が決定した⁽⁵⁾。原忠順は天保五年に生まれ、安政四年閏五月、藩命により昌平黌に入学し、松本奎堂・松林駒次郎・高杉晋作・水本保太郎等と親交を結び、勤王論者となり、安政六年初、鹿島藩に帰藩した。帰藩後、直彬の下、鹿島藩藩政に参画し、文久三年八月、御用人兼相談役・社寺奉行・町奉行に任ぜられ、翌四年、御蔵方頭人兼務となり藩政改革を推進し、慶応二年、執政、明治二年六月、家老、明治二年十一月、鹿島藩大参事というように藩の重職を歴任した。廃藩置県後、明治五年八月、直彬と北米巡遊、七年五月、左院五等議官、八年七月、法制局七等出仕となり、九年以来、鹿島に帰郷していた⁽⁶⁾。

鍋島県令が、五月十八日着県してから松田処分官が離任するまでの間の問題として、県庁職員削減問題があった。松田処分官は同行してきた内務属官三二名の者に沖繩県御用掛を命じ、もっぱら県務のみにつかせ、県令赴任後は県属に任命する予定にし、鍋島県令にもその旨伝えてあった。ところが、鍋島県令は原少書記官以下、旧鹿島藩出身者を多数含む三二名の人員を率いて着県した⁽⁷⁾。このため「主任分課等ノ上ニ付テ、旧新ノ間ニ冗覆ノ憂ヲ生シ、為メニ甚タ属官一般ノ不居合ナル勢」となった。松田処分官は、このままにして帰京すれば紛糾を免れず、新県令の困却となるとして、自らが引率してきた者のうち、十五名を帰京・解官することで県庁職員の削減問題を解決した⁽⁸⁾。

人員削減問題の解決によって、沖繩県庁の人員構成は鍋島県令が引率してきた三二名、松田処分官と同行してきた官員のうち沖繩に残留した十七名を中心にスタートした。内務卿伊藤博文あて、沖繩県令鍋島直彬代理少書記官原忠順の「当県職員表之儀ニ付上申」⁽⁹⁾は、一一五名の職員とその任官日を記載しているが、それによると、職員の内官の日付は、四月八日から十月十九日にわたっている。明治十二年の『官員録』⁽¹⁰⁾（十二年十月十三日届）は一一八名の沖繩県の官員を載せているが、これには鍋島県令と原少書記官も含まれている。十三年の『官員録』⁽¹¹⁾（十三年四月一日届）の人数も一一八名であり、十二年の『官員録』と同数である。このことから、鍋島県政下の県庁の職員配置は、十二年十月までに完了したといえる。『官員録』の検討によって、県庁の人員構成の特徴を論じよう。沖繩県庁の職員定数は警察関係を除いて総計一〇〇名である。そのうち本庁勤務者は六一名、地方勤務者は三九名である。県庁職員の出身府県を整理したものが「県官出身府県別表」である。これによると、県官の出身府県は長崎・沖繩・東京をはじめとして二二の府県にまたがっている。人数から見ると、長崎の三三名、沖繩の二四名、東京の一名がきわだっている。長崎県籍の県官は三三名であり、全職員の三分の一を占める勢力となっており、また県庁内部・地方機関を問わずくまなく配置されている。鍋島県令・原少書記官は本来は長崎であるが、東京に転籍となっているのであるから、沖繩県庁は首脳部から末端に至るまで、長崎県出身者が占めていたことになり、県庁の人員構成はきわめて藩閥的色彩をもってなされていたことになる。

長崎出身者が沖繩県庁の職員として多数を占めたこと理由は、鍋島県令・原少書記官という県庁首脳部が、旧鹿島藩の藩主・家老であったことに関係する。鍋島直彬が、かつて藩主・知藩事であった鹿島藩の区域は、明治九年六月二日、長崎県の所管に属した。すなわち、明治四年七月の廢藩置県により鹿島県が成立したが、同年十一月十四日、鹿島藩は伊万里県に併合された。五年五月二九日、伊万里県は佐賀県と再改称されたが、七年二月の佐賀の乱を

県官出身府県別表(Ⅰ)(明治12年)

職階	県	庁	出先機関
令	鍋島直彬	(東京)	
少書記官	原忠順	(東京)	
御用掛准奏	静岡	1	
8等出仕	沖繩	2	
2等属	長崎	1	
3等属			京都 1
4等属	長崎	2	長崎 1 東京 1
5等属	長崎 2 山口	1	長崎 1 熊本 1
6等属	長崎 2 東京	1	長崎 1
13等出仕			長崎 1
7等属	東京 2 長崎	1	広島 1 山口 1
14等出仕	長崎	1	
8等属	長崎 5 東京 2 静岡	1	長崎 2 石川 1
	鹿児島	1	
15等出仕	長崎	1	長崎 2 鹿児島 1 東京 1 広島 1 島根 1
9等属	長崎 1 新潟 1 東京	1	長崎 1 山口 1 熊本 1 福島 1
16等出仕			埼玉 1 東京 1 神奈川 1 静岡 1 島根 1 福岡 1
10等属	長野 1 千葉 1 愛媛	1	長崎 5 青森 1 堺 1 福岡 1
御用掛	沖繩 22 長野 1 愛媛	1	長崎 2 鹿児島 1 千葉 1 熊本 1 大分 1
総計	長崎 33 沖繩 24 東京 11 静岡 3 鹿児島 3 山口 3 熊本 3 広島 2 島根 2 愛媛 2 千葉 2 福岡 2 新潟 1 福島 1 長野 1 青森 1 石川 1 埼玉 1 神奈川 1 堺 1 大分 1 京都 1		

早法六〇卷三号(一九八五)

県官出身府県別表(Ⅱ)

年	府県	長崎	沖繩	東京	鹿児島	静岡	その他	計
12年		33	24	11	3	3	26	100
13年		32	24	12	4	3	25	100
14年		28	18	12	4	3	24	89
15年		25	15	17	6	5	40 (うち山形5)	108

(注) 『明治官員録』(明治12年), 『改正官員録』(明治13年), 『改正官員録』(明治14年), 『改正官員録』(明治15年)より作成。

經て、九年四月十八日、佐賀県は三瀨県に併合されるに至った。旧鹿島藩領は、九年六月二一日、長崎県に編入され、十六年五月九日の佐賀県再置に至るまで長崎県の管轄するところとなっていたのである。⁽¹²⁾ 官員錄に長崎県出身と記されている者のほとんど全員が旧鹿島藩出身者であったと思われる。鍋島県令は赴任に際して、原忠順をはじめとして旧鹿島藩出身者を多数率いて沖繩県入りし、さらに旧藩出身者を県官として採用したのである。「府県官職制」(明治十一年七月二五日太政官達第三三三号)によれば、県庁の官員のうち知事・県令・大書記官・少書記官を除いた官員は判任官として知事・県令が任免権を持っていたので、鍋島県令・原少書記官の県庁首脳が旧藩出身者を多数県官として採用することも可能であったのである。

次に沖繩県出身者が二四名(二四%)と長崎県出身者についている。この二四%という数字は、田中彰氏の算出による「明治十年府県官員数および地元属籍者率」⁽¹³⁾が府県官の地元属籍者率の平均を五〇%としているのに比すれば、地元属籍者率が非常に低い県ということになる。この数字は政府の支配の強さを示しているのか、それとも沖繩土族に県政不服従運動との関連で県官希望者が少なかったことを示しているのかは、にわかには断定できない。しかし県庁職員に沖繩県出身者が占める割合は、十三年以降も減少することはあっても増加することはなかったのである。さらに県庁内部機構における沖繩県出身者二四名の職階は、八等出仕として県庁顧問に任ぜられた二名を除いて、二二名が御用掛として下位の職階に位置づけられていることも大きな特徴であるといえる。

沖繩県内を統治する機関として、旧勢力の藩庁を解体して県庁が創設されたのであるが、県庁の内部機構については、松田処分官が滞在中、十二年四月四日、松田処分官によって県官の職掌分課が行われた。明治十三年五月段階の県庁の内部機構は、顧問・庶務課・租税課・記録課・学務課・衛生課・出納課・警察本署・裁判掛・監獄署によって構成されていた。⁽¹⁴⁾ 明治十一年七月二五日、「府県官職制」が制定されたが、それによれば、県庁の分課は県令の裁量

判断に委ねられることになっていた。⁽¹⁵⁾ 沖繩県庁の内部機構の中で特徴的なことは、顧問と裁判掛の存在である。顧問についてであるが、県庁の内部機構に位置づけられた顧問の職務は、県令の諮問に答えて旧藩の慣習等の調査を主とするものであつて、⁽¹⁶⁾ 不服従運動が県政に対して恭順表明へと戦術転換しつつ、脱清行動に展開してゆく政治情勢の中で、旧藩庁首脳が県政に協力していることを県下に知らしめるといふ政治的役割に重点が置かれていたのである。次に裁判掛についてである。鍋島直彬は十二年四月五日、沖繩県令に発令されたが、四月十二日、判事を兼任すること⁽¹⁷⁾ になった。十年二月九日の太政官布告第十九号によって、行政官による裁判は全廃されることになっていたが、⁽¹⁸⁾ 沖繩県においては、行政官が司法官を兼任する形態がとられることになり、行政から独立した裁判機関を設置するには至らなかった。このため県庁に裁判掛が設けられたのである。沖繩県に裁判機関を設置する問題について、「琉球藩処分法案」第十七条は、「県地ニ裁判所ヲ置クヘシ」⁽¹⁹⁾ としていたが、この裁判所とは必ずしも行政から独立した裁判機関としての裁判所を意味していなかったようである。⁽²⁰⁾

県内における司法と行政の未分離は、国家法の県内施行に密接な関係を持たざるを得なかった。鍋島県令は沖繩赴任に先立つ四月二十日、司法卿大木喬任あて次のような伺を提出した。

本県之義ハ新置草創ノ際ニ付、他府県同様百事整頓致シ裁判所ヲ被置候迄ハ、裁判事務ノ儀ハ姑ク其人情風俗ニ循ヒ、間々旧法ヲモ斟量シ時宜ヲ熟察シ、小官ノ見込ヲ以テ適宜処分致シ候様御委任相成度、尤死罪ハ例規ノ通伺ヲ經テ決行可致候、此段相伺候也⁽²¹⁾

この伺は「伺ノ趣聞届候事」⁽²²⁾ とされた。「府県官職制」⁽²³⁾ によって、「府知事県令ハ部内ノ行政事務ヲ総理シ、法律及政府ノ命令ヲ執行スルコトヲ掌ル」とされたにもかかわらず、沖繩県令が司法官を兼務することによって、「人情風俗ニ循ヒ、間々旧法ヲモ斟量シ時宜ヲ熟察シ」「適宜処分致」すという、国家法の県内施行の可否を県令に委ねる体制

が出来たのである。県下の裁判は県庁裁判掛の担当するところとなったが、明治十三年五月の裁判掛のスタッフを示すと次のとおりである。

裁判掛長二等属兼判事補	松村操一
糾問係長四等属兼判事補	沢崎廉一
裁判掛十等属	斎藤利右エ門
同御用掛	比屋根安祐
〃	溝口作太郎
同雇	玉那覇安豊
〃	座波嘉慧
〃	久志助忠
〃	御厨家憲
〃	佐渡川与文
〃	富永実斉
〃	玉寄勢仁翁
〃	宮城太郎 ⁽²⁴⁾

この裁判掛のスタッフで県下の裁判が執行されたのである。前出のサンシー事件の裁判も十三年十二月に判決が出されているから、この裁判掛スタッフと関係があったであろう。

沖縄県下の地方統治については、政府は琉球藩の地方支配組織を温存して、県治の下部機構に組み込んだ。詳細す

れば、琉球藩の地方支配のうち地方はすべての統治組織をそのまま残した。ただし町方であった区域のうち、首里は元来、三司官が直接指揮監督し、平等之側の支配下にあったが、この機関が解体させられたため、九月に首里役所が設置されたのである。那覇・久米村・泊村は旧藩時代の行政区画が狭少のため、那覇を支配していた親見世が一括して管轄するところとなった。⁽²⁶⁾ 県治の下部機構に改編された役所・蔵元・間切番所には、県官が一〇四名づつ派遣され、常駐して行政を監督することになっていた。役所・蔵元・間切番所より下位の村は、旧来のまま「自治」を委ねられていた。旧来の町方・地方の役人は県の統治機構の末端に位置づけられたが、彼らの任免はほとんど旧来の慣行によるものとなった。すなわち、(一)前任者が後任者を推挙する、(二)地頭代が下級役人を選定する、(三)村民が役人を選挙する等によって選ばれた者を、県官が県令に申請し、県令が任命する形式となっていた。⁽²⁷⁾ 明治十三年六月二三日、県内の地方行政区画の改編が行われ、県内は那覇・首里・島尻・中頭・国頭・伊江屋・久米島・宮古・八重山の九区の地方行政区画に分けられ、区に役所長・県官が配置された。⁽²⁸⁾ 役所長は県官のなかから任命された。

治安機構としての警察については、明治十二年七月、県庁の内部機構として警察本署が設置され、那覇および首里の両警察分署が設けられた。⁽²⁹⁾ 同年九月には、警察署の位置と所轄区域が規定され、那覇警察署の所轄として久米島分署・宮古島分署・八重山分署が置かれた。また、首里警察署の所轄として羽地分署が置かれた。⁽³⁰⁾ さらに十三年五月には島尻・中頭地方に警察分署が設置されるに至った。⁽³¹⁾ 次に警察の人員構成について述べよう。松田処分官は処分のため同行した警部巡查のうち、七〇余名はそのまま沖縄県に駐在させ、十二年七月より県の警部巡查に転勤させたま旨、伊藤内務卿に上申していた。⁽³²⁾ 結局のところ、松田処分官離任後、残留した警部巡查は一〇一名となった。⁽³³⁾ 沖縄県の警察本署の人員は、この松田処分官が残留させたところの警視局から派遣された一〇一名のなかから県に転属した者と鹿児島県から新たに採用された六〇余名の者⁽³⁴⁾ によって出発したのである。その後十二年十月までに鹿児島・長

警部・警部補出身府県別表

府 県 名	12年	13年	14年	15年
鹿 児 島	12	12	7	5
長 崎	1	1	1	7
青 森	1	1	1	1
宮 城	1	1	0	0
山 形	0	0	0	1
茨 城	1	1	1	1
栃 木	0	0	0	2
群 馬	1	1	0	0
東 京	0	0	0	2
長 野	1	1	1	0
三 重	0	0	0	1
山 口	0	0	0	2
福 岡	0	0	0	1
熊 本	0	0	1	0
計	18	18	12	23

(注)『明治官員録』(明治12年),『改正官員録』(明治13年),『改正官員録』(明治14年),『改正官員録』(明治15年)より作成。

崎両県から警部六名、巡查四〇名を採用した。沖繩県の警察官のうち、警部・警部補の人員構成の特徴は、鹿児島県出身者が十八名中、十二名と圧倒的多数を占めていることにある。また、巡查も鹿児島県より多数採用されていることから見て、警察部門は鹿児島県出身者によって占められていたことになる。沖繩県庁の人員構成は、庶務部門における長崎県出身者、警察部門における鹿児島県出身者というように、長崎・鹿児島両県の藩閥的色彩が非常に濃厚であるところにその特徴があったのである。

鍋島県政は、士族の執拗な抵抗、他府県での鍋島県政批判、内務省の原少書記官に対する軽視等、かかえる難問は多くあったが、⁽³⁵⁾鍋島県政の最大の課題は、沖繩統治機構の中樞機関としての県庁の創設と地方支配組織の再編によって、国家権力の県内滲透を容易にするための基礎を創り出すことだったのであり、その点において鍋島初代県令はその使命を果たしたのである。

- (1) 星野英夫『鍋島直彬公伝』鍋島直彬公四十年祭記念会、昭和二十九年、日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、昭和五六年。
 - (2) 大島美津子「地方政治」(前掲『日本近代法体制の形成』上巻) 一四七―一四八頁。
 - (3) 同前、一七二―一七三頁。
 - (4) 久布白、前掲『原応侯』三二二―三三三頁。
 - (5) 内務卿伊藤博文の松田処分官あての書簡(四月七日付)に「少書記官モ一名原某ナル者へ被仰付候、是ハ元県令ノ旧藩人ニテ達テ御登用之儀、情願モ有之候ニ付、小官ヨリ申立候」とある(松田、前掲『琉球処分』二九〇頁)。
 - (6) 久布白、前掲『原応侯』第四章―第二章。
 - (7) 久布白、前掲『原応侯』三三八頁、鍋島県令が引率してきた者は少書記官原忠順の他は次の者である。渡辺簡爾、※田中馨治、※永野静雄、※永田佐次郎、西岡高、※愛野繁三、八沢愛作、※井手範蔵、※野田鹿之助、※愛野趙一、※真島直徳、※北御門弘治、※勝屋弘道、宮崎吉順、乗田太郎、松枝泰蔵、山川国太郎、※織田良益、島内三英、原預太郎、北御門敬一、※田中生一、※谷口復四郎、松尾彌四郎、武富廉平、石丸今朝一、松枝太一、一ノ瀬光利、上野太一、※秋永鄰爾、※犬塚敬六である(星野、前掲『鍋島直彬公伝』一〇六一―〇八頁)。
- このうち、同書、及び『官員録』によって本籍が長崎県であることが確認できた者は十五名である(※印が長崎出身者)。
- (8) 松田、前掲『琉球処分』二九九頁。
 - (9) 前掲『鍋島文書』なお、この上申の日付は明治十二年十月二四日である。
 - (10) 『明治官員録(明治十二年)』山口安兵衛、明治十三年。
 - (11) 『改正官員録(明治十三年)』彦根正三、明治十三年。
 - (12) 『佐賀市史』上巻、佐賀市役所、昭和一九年、一六三―一六五頁。
 - (13) 田中彰『明治維新』(日本の歴史24)小学館、昭和五一年、二五三頁。
 - (14) 「沖繩県職員録(明治十三年五月十五日調)」(前掲『鍋島文書』)。
 - (15) 福島正夫「地方体制と戸籍制度」(『東洋文化研究所紀要』第十五冊、昭和三十三年)、六八一―六九頁。
 - (16) 県は顧問に対して明治十五年三月六日と十六年四月十二日に、それぞれ次のような達を出している(琉球政府編『沖繩県史』第二二巻、琉球政府、昭和四〇年、五三〇頁、六八五頁)。

(一)本庁有禄華士族金禄、死亡跡相統人へ給スヘキ員額、将来遞減ノ方法共、詳細取調至急可差出、此旨相達候事、但据置遞減ノ理由調書へ
詳紀スヘシ

(二)無禄士族^{マツ}等心附ヲ可受モノハ、賜ル恩賜全配当之儀、客年十一月十六日人員等敘等取調ニ仍リ、夫々配賜候処、今般別記六十五名ヨリ願出之次第有之候、右人名先般之調へ加入不致理由(縦令ハ心附役タルヘキモノハ勲功何々之理由ニ仍リ加入シ、該人等ハ勲功何々之理由ニ付不加入)尚旧官吏ト熟議之上、詳細取調至急可申出、此旨相達候事

(17) 日本史籍協会編『百官履歴』二、東京大学出版会、昭和四八年、覆刻版、一二九頁。

(18) 染野義信「司法制度」(『講座日本近代法発達史』第二卷、勁草書房、昭和三年)一七一—一八頁。

(19) 松田、前掲『琉球処分』二八一頁。

(20) 明治十八年四月二十日、天津駐在公使の榎本武揚は、清国北洋大臣・李鴻章と沖繩問題をテーマに会談したが、その中で榎本は、「廢藩以來彼地ニ裁判所ヲ置キ、学校ヲ設ケ、兵營ヲ分駐スル等、渾テ内地ニ異ナル事ナシ(傍点引用者)」と述べている(西里、前掲『沖繩近代沖研究—旧慣温存期の諸問題—』二三九—二四〇頁)。なお沖繩県において、行政から独立した裁判所が開庁したのは明治二五年六月一日である(司法省編『司法沿革誌』原書房、昭和五四年、覆刻版、一四一頁)。

(21) 沖繩県沖繩史料編集所編『沖繩県史料』近代3、沖繩県、昭和五五年、一九二頁。

(22) 同前、一九二頁。

(23) 自治振興中央会編『府県制度資料』下巻、歴史図書社、昭和四十八年、七二頁。

(24) 沖繩県沖繩史料編集所『沖繩県史料』近代4、沖繩県、昭和五八年、五頁。

(25) 前掲『沖繩県史』第二二巻、七五六頁。なお前掲『錦島文書』中、「沖繩県裁判掛取扱」として次の数字が載せられている。

沖繩縣裁判掛取扱

自明治十四年一月刑事取扱惣件数及ヒ人員調査
至同 三月

一惣件数 百二件

内訳

一既済 四十七件

置県前後における沖繩統治機構の創設

一未済 五十五件

一惣人数

内訳

二百三人内男百七十五人
七十三人内男二十八人

一既済

七十三人内男七十三人
三十人内女三十人

一未済

百卅人内男二十五人
内女百五人

(26) 真境名安興『沖繩現代史』琉球新報社、昭和四二年、九一―九二頁。

(27) 前掲『沖繩県史』第一巻所収の「沖繩県日誌」に役所・間切・村の役人の選任について、県官から県庁への上申が多数載せられている。

(28) 真境名、前掲『沖繩現代史』九一頁。前掲『沖繩県史』第一巻、一五九―一六一頁。

(29) 真境名、前掲『沖繩現代史』九五頁。

(30) 同前、九五頁。

(31) 同前、九五―九六頁。前掲『沖繩県史』第一巻、九五頁。

(32) 松田、前掲『琉球処分』二九四頁。

(33) 同前、三〇〇頁。

(34) 「本県警部巡查警視局ヨリ兼任セシムルノ議」(前掲『鍋島文書』)。

(35) 中島宏司「明治政府の初期沖繩政策―二代県令上杉茂憲の解任をめぐる―」(『日本史研究』第一七一号、昭和五年)。

結

以上論じてきたことを整理すると次のようになる。

明治五年九月、琉球藩が設置されると、政府は琉球藩に外務省出張所を開設した。外務省出張所は、この期の政府の琉球施策が琉球藩の日本版図たることを明示することに重点が置かれたことと相俟って、琉球藩内に国家権力を行使するまでには至らなかった。明治七年七月、琉球藩の管理が外務省から内務省へと移管されたことに伴って、内務

省出張所が琉球藩に開設された。琉球藩が内務省の管理へ移った直後から、大久保内務卿は琉球帰属問題の早期結着に乗り出し、明治八年六月、松田内務大丞を琉球藩に派遣した。松田内務大丞は統治機構の点については、琉球藩庁首脳に政府の施策の藩内滲透を容易にするための藩制改革を要求した。琉球藩庁は摂政職の廃止のみ了承したが、実際に摂政職は廃藩まで存続された。明治九年五月、政府は内務省出張所の権根強化を目論み、内務省出張所に琉球藩内の全裁判権と他府県人に係わる警察権を附与することによって、琉球藩内に国家権力の滲透を図ろうとした。しかし政府の企ては琉球藩庁の裁判権行使によって失敗した。

明治十二年三月、政府は松田直之を琉球処分官として派遣した。松田処分官は六〇〇余名の警察・分遣隊の武力を背景に琉球藩を廃し沖繩県を設置するとともに、沖繩統治機構の中樞機関として新たに沖繩県庁を創設した。松田処分官は沖繩統治の方式として、琉球藩庁に代るものとして県庁を創設したが、旧藩の地方支配組織は一部手直しはするものほとんどすべてを県治の下部機構に組み込む方策をとった。県庁が統治機構として活動を開始するには迅速な事務引き継ぎと旧藩士族の県政協力が必要不可欠であった。旧藩士族の県政不服従運動に対して、松田処分官は説諭と恫喝を加えて県政協力をとりつけようとした。初代県令鍋島直彬は赴任当初は県政不服従運動に対して懐柔政策をとっていたが、租税「私収」事件を契機に武断政策に転じ、旧藩士族を県庁に奉職させることに成功した。

鍋島県政下の県庁の人員構成の特徴は、第一に庶務関係において長崎県出身者が県庁の首脳から末端の官員に至るまで多数を占めていること、また警察関係において鹿児島県人が多数を占めたことよって、長崎・鹿児島二県の藩閥的色彩がきわめて濃厚であることと、第二に地元沖繩県出身者の県官は極端に少なく、かつ重要な役職からはずされていることである。次いで県庁の内部機構の特徴は第一に裁判掛が置かれて司法と行政の未分離の体制になっていたこと、第二に政治的役割を果たすことに大きな意味を持つ顧問が設置されたことである。

〔付記〕

恩師杉山晴康先生の還暦を慶して『杉山晴康教授還暦祝賀論集』（『早稲田法学』第五七卷第三号）が編れたが、参加することが出来なかった。ここに拙論を杉山晴康先生の還暦祝賀として捧げたく思う。